

インドネシア産ウリン材の資源の持続性に関する調査および端材の有効利用が資源のライフサイクルに与える影響の評価

○ 瀧上佑樹（三重大学大学院）金山公三、梅村研二、田中聡一（京大生存圏研究所）溝口正（日本木材）
古田裕三、神代圭輔（京都府立大学大学院） 瀧上ゆかり（大阪大学未来戦略機構） 林田元宏、奥村哲也（林田順平商店）

■ 背景と目的

- ・ウリンはカリマンタン島（英語名：ボルネオ島）および周辺の島々に分布するクスノキ科の高木である。
- ・日本を始めとする海外及びインドネシア国内でも需要が高いため、資源の適切な管理による持続的な利用が求められている。一方で、違法伐採のリスクがあることから、国際社会からは伐採木材の合法性の担保と森林の持続性の維持が求められている。
- ・インドネシアでは政府による木材の合法性証明（SVLK：Standard Verifikasi Legalitas Kayu）の運用により輸出木材の合法性が担保されているが、ウリン材の流通実態に関する調査事例はなく、ウリン材資源の持続性についても不明である。

➡ **ウリン材を安定的に輸入するため 伐採の合法性および森林の持続性を明らかにする必要がある**

■ 2016 年度の現地調査で明らかになったこと

1) インドネシア産木材の合法性について

輸出用木材は全て SVLK による認証を受けトレーサビリティの確保を義務付けられている。加えて 2017 年 1 月からは帳票類のオンラインシステム化が進むことで違法伐採木材の混入はより困難となり、制度の効率化も進む。

2) ウリン材の合法性・持続性について

生産林における計画的な伐採で生産されることはほとんどなく、**転換生産林における土地利用変化に伴い生産されている**。このため、**ウリン材資源の持続性の担保は極めて困難**である。また、ウリンの製材加工で発生する大量の端材が利用されことなく処分されており、**端材の利用方法の開発**がウリン資源の持続的利用のために重要である。

3) インドネシアの木材流通に関わる法規制について

2016 年～ 2017 年にかけて**林産物の輸出に関わるいくつかの法規制の変更**が行われている。この変更が今後**ウリン材の生産・加工・流通に影響を与える**可能性が高い。

➡ 法規制の変更がウリン材の生産・加工・流通に与える影響を調査

■ 2017 年度の調査

調査日：2017/12/1～12/7

- 調査対象：①2017 年 1 月以前からウリン材を扱っていた加工事業者（A 社、B 社）
②2017 年 1 月以降にウリン材の扱いを開始した加工事業者（C 社、D 社）
③国家認定委員会により認定指名を受けた木材合法性証明機関（E 社）



写真 1：C 社の様子

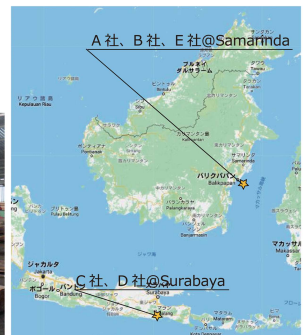


図 1：調査対象の位置図

■ 結果と考察

SVLK を構成するインドネシア版 FM 認証（PHPL¹⁾）や V-Legal の発行に関するガイドライン²⁾、木材の伐採と輸送に関する規則³⁾などが変更され、文書のオンラインによる共有システムの強化や新たな輸送管理文書の導入、伐採・加工条件の変更などが行われていることがわかった。このことによるウリン材の生産・加工・流通への影響として以下のことがわかった。

1) PRIOKALINO（プロカリノ）の廃止

ウリン材の伐採・運搬・製材・二次加工までの工程のトレーサビリティを証明する資料として加工施設に発行が義務付けられていた PRIOKALINO（プロカリノ）が廃止されたことがわかった。

- ➡ SVLK が強化された結果としてウリン材に対する特殊な措置の必要性がなくなったためであり、必ずしも制度が脆弱になったわけではないが、結果として**民有林でのウリンの伐採について条件が緩和**された。
- ➡ 加工施設にとって大幅なコスト削減。**新たにウリン材の取り扱いを始める加工施設**がカリマンタン島内で少なくとも 1 事業者出現

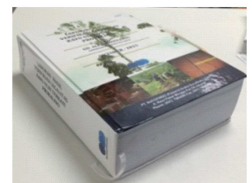


写真 2：
E 社が過去に A 社に発行したプロカリノ

2) カリマンタン島外へのウリンの原木での移出

ウリン材はインドネシア国内であっても島外に原木や一定の断面寸法以上の製材品は持ち出すことが禁止されていたが、これが原木であっても島外に運搬可能となっていることがわかった。

- ➡ カリマンタン島に近く木材の加工、輸出が盛んな東ジャワの**スラバヤに所在する複数の加工施設が新たにウリン材を取り扱い**、日本や中国あるいは欧州に向けて販売を開始

総括 ウリン材の伐採、加工、流通に関する諸条件が大きく変化し、流通の多様化が起こっている。ウリン材を取扱う事業者の増加は伐採量の増加へと繋がる可能性があり、資源の持続性の観点から注視していく必要がある。

<参考文献>

- 1) STANDARDS AND GUIDELINES FOR THE ASSESSMENT PERFORMANCE OF SUSTAINABLE PRODUCTION FOREST MANAGEMENT (PHPL) AND VERIFICATION OF TIMBER LEGALITY (VLK), NO:P.14/PHPL/SET/4/2016, DIRECTOR GENERAL REGULATION OF SUSTAINABLE PRODUCTION FOREST MANAGEMENT, (2016.4)
- 2) ISSUANCE GUIDELINE OF V-LEGAL DOCUMENT, P.14/PHPL/SET/4/2016, The Director General of Sustainable Forest Production Management Regulation, (2016.4)
- 3) PENGANGKUTAN HASIL HUTAN KAYU BUDIDAYA YANG BERASAL DARI HUTAN HAK, NOMOR P.85/MENLHK/SETJEN/KUM.1/11/2016, MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN REPUBLIK INDONESIA, (2016.11)